

○上山市特定環境地域等の指定手続に関する規則

平成10年3月27日規則第9号

上山市特定環境地域等の指定手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上山市快適環境条例（平成10年条例第3号）第13条に規定する特定環境地域等の指定手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定環境地域等の類型)

第2条 市長は、次の各号に掲げる地域等で、別表に掲げる基準に適合するものを、特定環境地域等として指定し、その保全等を図るものとする。

(1) 貴重な動植物が生息し、豊かな樹林等が形成されているなど優れた自然環境が存在している地域及びその周辺地域

(2) 貴重な歴史文化遺産である建造物、庭園、樹木等並びにこれらと一体となって優れた景観や歴史的文化的特性を形成している地域

(3) その他市民に憩いとやすらぎを与える素材が数多く存在し、重点的にその保全等を図る必要のある地域

(特定環境地域等の指定等)

第3条 市長は、特定環境地域等を指定しようとするときは、当該地域に居住する市民及び利害関係者等と協議するとともに、上山市快適環境審議会の意見等を聴くものとする。

2 市長は、特定環境地域等を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、特定環境地域等の指定の内容を変更し、又は指定を廃止することができる。

4 第1項又は第2項の規定は、前項の特定環境地域等の内容の変更又は指定の廃止について準用する。

(事前協議等)

第4条 特定環境地域等の指定後、快適環境条例第13条第2項に規定する行為をしようとする者は、原則として当該行為に着手する日の4月前までに市長と協議しなければならない。

(保全等に必要な措置)

第5条 市長は、特定環境地域等の保全等に必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

別表

特定環境地域等の指定基準

1 第2条第1号に該当する地域等

- (1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林及び草原の地域
 - (2) 優れた天然林が相当部分を占める森林の地域
 - (3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている地域
 - (4) 豊かな動植物など自然環境が優れた状態を維持している湖沼、湿原又は河川の地域
 - (5) 植物の自生地、野生動物の生息地等で、前各号に類している地域
- 2 第2条第2号に該当する地域等
- (1) 都市景観の形成上重要な価値があると認められる歴史的建造物・工作物とその環境を保存継承していくために必要な周辺地域
 - (2) 歴史的景観、文化遺産等の歴史的・文化的環境を保存継承すべき地域
- 3 第2条第3号に該当する地域等
- (1) 市街地又はその周辺の水辺景観及び樹木景観の存在する地域であって、良好な自然環境の確保と美観を維持することが必要な地域
 - (2) 環境美化の促進及び美観の保持を図り、良好な都市的環境の創造と誘導に努めることが必要と認められる地域